

地域包括支援センターだより

暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。

暮らしのコンシェルジュに多く寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は『高齢者虐待』についてご紹介します。

- **相談内容**…近所に住むお年寄りが、同居している子どもさんから虐待を受けているようです。
- **対応策**…速やかに大崎町に通報するか、はっきりと虐待だと分からなくとも疑われる場合は、通報するよう努めなければなりません。(努力義務)

1. 虐待の種類

虐待には、大きく分けて ①**身体的虐待**、②**精神的虐待**、③**経済的虐待**、
④**介護放棄(ネグレクト)**、⑤**性的虐待**があります。

- ①**身体的虐待**：高齢者を叩く、つまむ等の体に対する暴力を振るうこと。体に身に覚えのないあざがあるなど。
- ②**精神的虐待**：本人が傷つくような言葉をかける、周囲に悪口を言いふらして本人が落ち込むようにさせるなど。
- ③**経済的虐待**：必要なお金や物を与えない、本人に金銭管理能力があるのにわざと金銭管理をさせないなど。
- ④**介護放棄**：本人が手助けを必要としているにも関わらず、わざと世話をせず放置するなど。
(ネグレクト)
- ⑤**性的虐待**：本人が嫌がっているのにキスや体に触る行為を強要する、排泄への失敗に対する見せしめとして、下半身を裸にしたまま放置するなど。

上記のケースは単体で起こることもあれば、複数の虐待の種類が合わさって行われていることもあります。虐待は体の傷などの目立つ変化だけでなく、例えば、急に体に触られるのを嫌がるようになった、それまでよく話していた人の口数が減ったなどの変化となって表れることもあります。

2. 虐待を見かけたら？

大崎町役場保健福祉課介護福祉係、もしくは大崎町地域包括支援センターに相談してください。相談された方の秘密は固く守られます。また通報の際は、匿名で結構です。

虐待を受けている疑いのある人の生命が危うく、またその可能性があると思われる場合は、警察へ通報してください。(義務規定) ※この通報は、個人情報保護法の例外となります。

結果として虐待ではなかったケースであっても、そのことで通報した人が不利益を被ることはありません。どんな小さなことでも、おかしいと感じたら、まずは誰かに相談することが虐待の未然防止につながります。

※参考：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

